



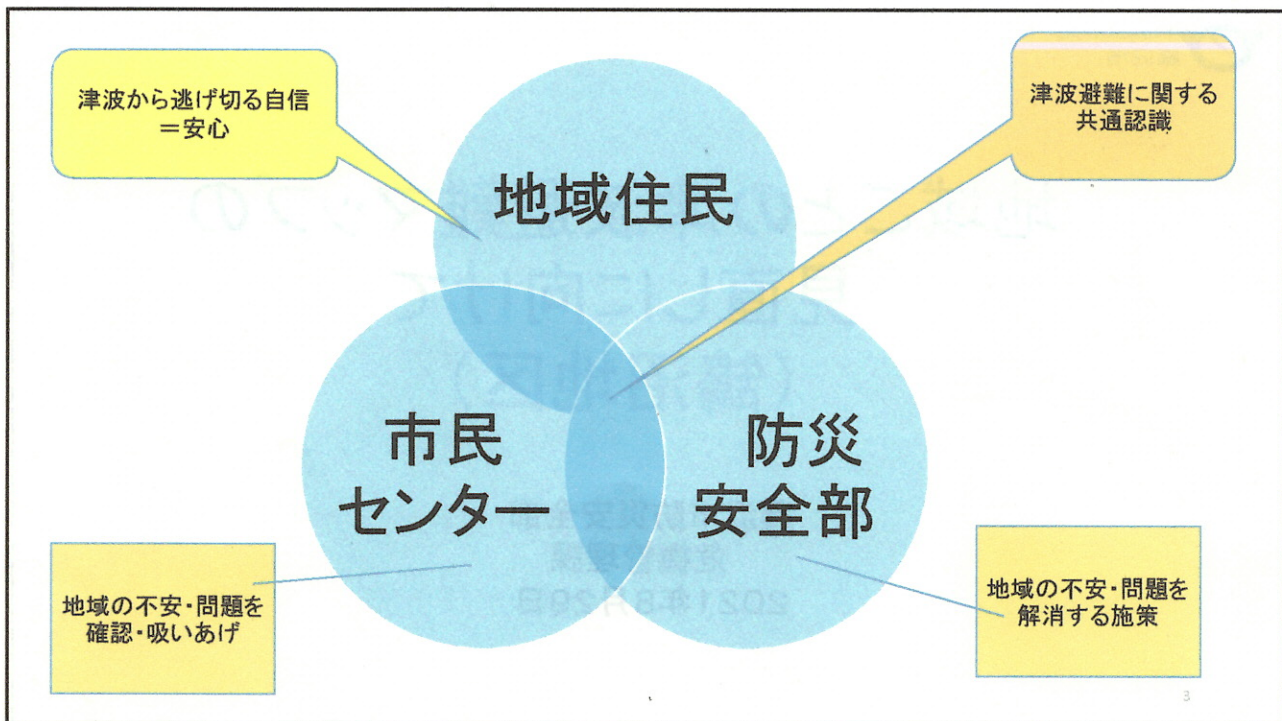
地域ごとの津波避難マップの 見直しに向けて (鵜沼地区)

藤沢市防災安全部
危機管理課
2021年8月29日

地域ごとの津波避難マップの見直しに向けて

作成の目的

- 新しいハザードマップを踏まえた新しいマップを作成し、地域住民の安心・安全に寄与する
- 津波避難のひな型を示し、常日頃からの迅速な津波避難への意識向上を図る
- マップを作り上げる作業の中で、地域住民と行政(各市民センターと防災安全部)と綿密な意見交換を行い津波避難に対する共通認識を作成する。



前回の津波避難マップからの修正事項

- ①津波の想定が変更
慶長型地震・南関東地震→相模トラフ西側モデル
- ②津波浸水想定区域が津波災害警戒区域へ
浸水深→基準水位
- ③津波避難ビルの増減
- ④町の状況の変化に合わせる

例えば 鶴沼地区

津波避難ビル
入口:⇒
避難場所は●階
収容者数は●人



ハザードマップの情報欄のように、
加えたいものがあれば...

- (例)
- ・津波注意報、津波警報、大津波警報の区分
 - ・それぞれのサイレンの違いなどもスペースがあれば記載も可能

①津波の想定が変更

慶長型地震・南関東地震→相模トラフ西側モデル等5つの地震を検討

津波ハザードマップの想定地震	相模トラフの最大クラス(西側)	相模トラフの最大クラス(中央)	元禄関東地震	元禄関東地震+国府津-松田断層帯の連動地震	慶長型地震	南海トラフ
震源域	相模トラフ	相模トラフ	相模トラフ	相模トラフ+国府津-松田断層帯	関東・東海地方の太平洋沖合	南海トラフ
規模	マグニチュード 8.7	マグニチュード 8.7	マグニチュード 8.5	マグニチュード 8.5	マグニチュード 8.5	マグニチュード 9.0
最大津波到達時間(津波高)	12分 (11.5m)	21分 (10.8m)	6分 (9.9m)	6分 (9.8m)	71分 (8.6m)	--- (7m) 津波高1m到達32分後

神奈川県で想定した「浸水域」と「浸水深」が最大となる、最も厳しい条件に基づきハザードマップを作成しました。

新しい津波ハザードマップで変わった点

- 津波災害警戒区域の指定に伴い公表された「津波浸水深（最大基準水位）」を反映しました。
- 津波避難ビルを最新の情報に更新しました。
- 避難路を掲載しました。
- 避難場所の位置を示すピクトグラムを採用しました。



津波避難ビル



指定緊急避難場所（津波）

7

②津波浸水想定区域が津波災害警戒区域へ

- 津波から「逃げる」ための警戒避難体制を特に整備すべき区域
- 土地利用や開発行為等に規制はかからない

(1) 基準水位（せき上げ高）を考慮した

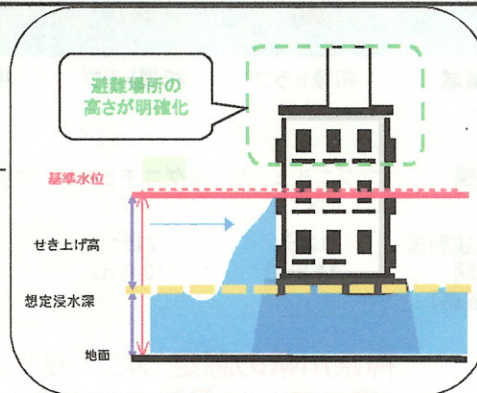
ハザードマップに更新

(2) 要配慮者施設等（例：学校、社会福祉施設）

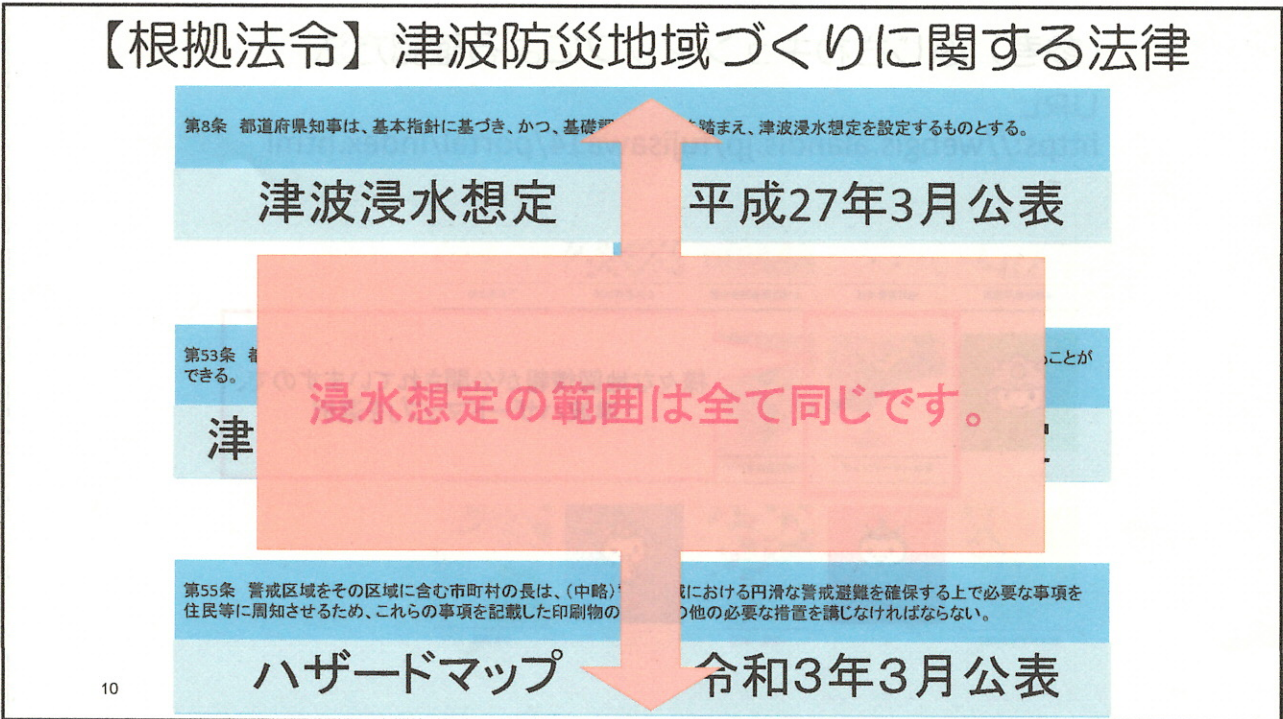
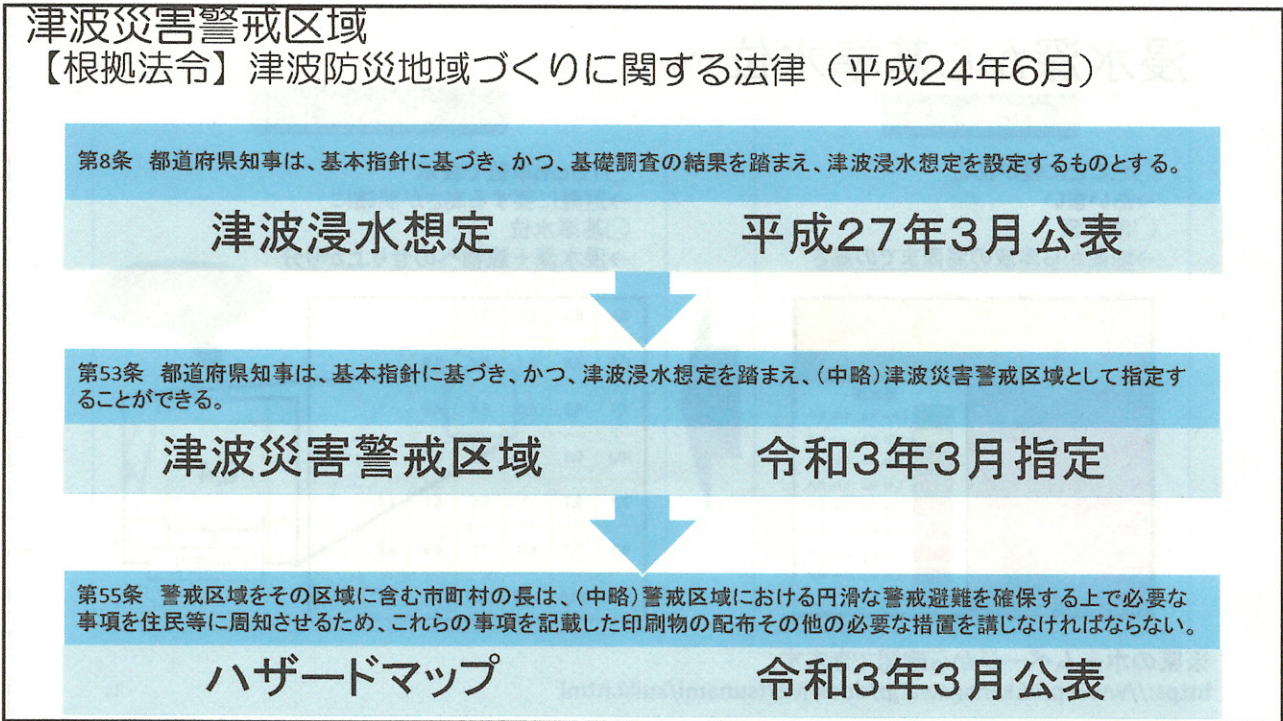
への避難確保計画の作成・訓練の義務化

(3) 指定避難施設等の指定

(4) 市地域防災計画の拡充



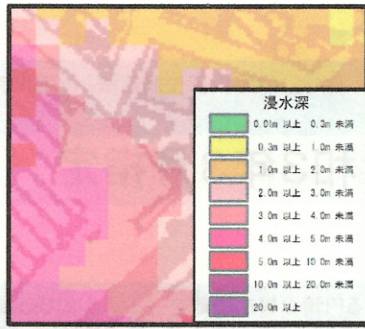
8



浸水深から基準水位へ

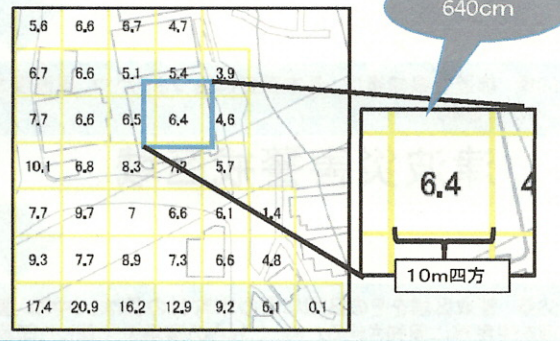
津波浸水想定

- 色ごとに幅がある
→あいまい
- 浸水深
→地面から津波の海面までの高さ



基準水位

- 10cm単位で表示
→避難に要する高さが明確に
- 基準水位
→浸水深+建物へのせり上がり分

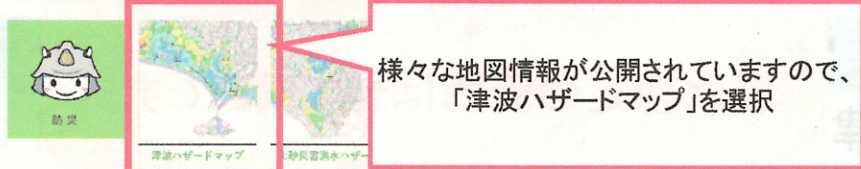


※県のホームページから確認できます。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/tsunami/kuiki.html>

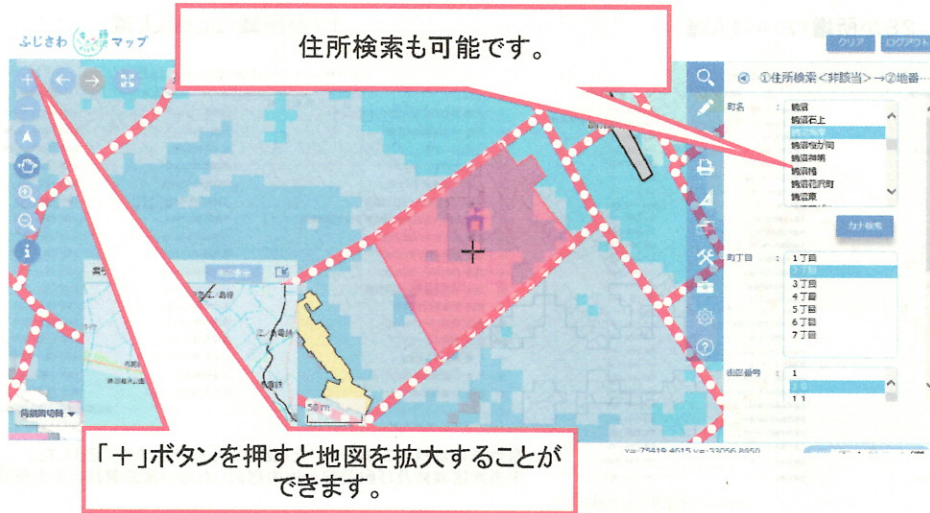
(参考) ふじさわキュンマップによる確認方法

URL

<https://webgis.alandis.jp/fujisawa14/portal/index.html>

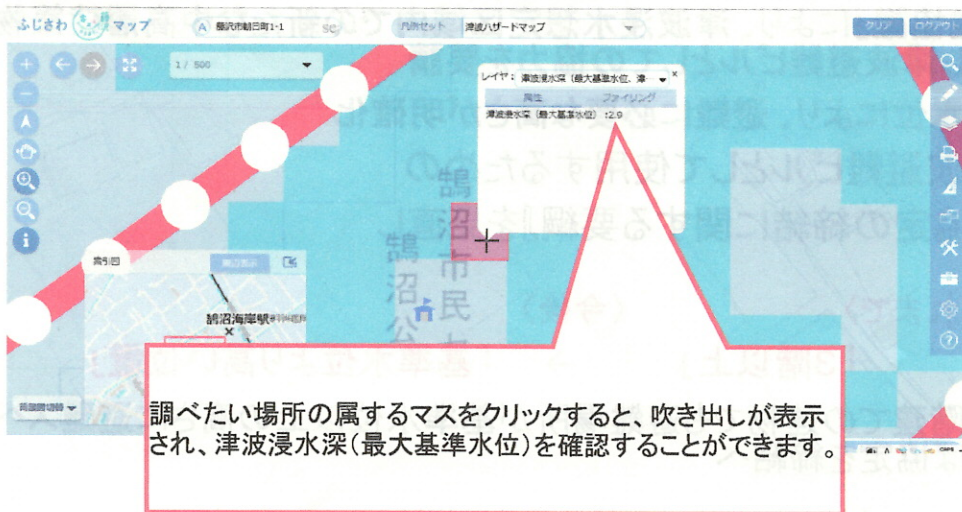


ふじさわキュンマップによる確認方法



13

ふじさわキュンマップによる確認方法



14

③津波避難ビルの増減(浸水区域内)

～平成26年以降～

28か所増(20,443人増)

17か所減(11,890人減)

津波ハザードマップ作成後に追加した津波避難ビル				津波ハザードマップ作成後に解除した津波避難ビル			
No	地区	建物名称	所在地	No	地区	建物名称	所在地
1	片瀬	アパウアーの海産ビル	片瀬海岸1-8-05	1	片瀬	神島川風立かながわ女性センター	江の島1-11-1
2	片瀬	クボ計測工場の倉庫等	片瀬1丁目16-17	2	片瀬	朝日新聞ASA片瀬	片瀬3-8-20
3	片瀬	片瀬自治会学童遊戯場	片瀬海岸3-16-1	3	片瀬	松川会館	片瀬海岸1-2-5
4	片瀬	アパウアー海産ビル(シーフェーズ・カフェ)	片瀬海岸3-23-10	4	片瀬	江の島ビュタワー	片瀬海岸1-12-17
5	片瀬	朝日新聞片瀬支店	片瀬海岸1-12-1	5	片瀬	江の島マリナー	片瀬海岸1-12-15
6	片瀬	コリアン旅館	片瀬海岸1-11-23	6	片瀬	江ノ島タクシー株式会社	片瀬海岸1-10-14
7	片瀬	コリアン旅館	片瀬1丁目2-23	7	片瀬	江ノ島タクシー株式会社	片瀬海岸1-10-14
8	片瀬	コリアン旅館	片瀬1丁目7-10	8	片瀬	ルックハウスの島	片瀬海岸1-12-13
9	片瀬	コリアン旅館	片瀬1丁目18-24	9	鶴沼	鶴沼スカイマンション	鶴沼海岸2-17-1
10	片瀬	アパウアー海産ビル	片瀬1丁目10	10	鶴沼	鶴沼ニューマンション	鶴沼海岸2-11-29
11	片瀬	アパウアー海産ビル	片瀬海岸1-10-1	11	鶴沼	名電海産鶴沼海岸住宅	鶴沼海岸3-17-12
12	片瀬	アパウアー海産ビル	片瀬海岸1-10-1	12	鶴沼	群馬銀行酒商寮	鶴沼海岸1-7-5
13	片瀬	アパウアー海産ビル	片瀬海岸1-10-1	13	鶴沼	鶴沼パークハウス	鶴沼海岸5-8-23
14	片瀬	アパウアー海産ビル	片瀬海岸1-10-1	14	社堂	鶴沼ニューライフ	社堂海岸1-6
15	片瀬	アパウアー海産ビル	片瀬海岸1-10-1	15	社堂	鶴沼東海岸4-1-7	2018 (H30) /12/26
16	片瀬	アパウアー海産ビル	片瀬海岸1-10-1	16	社堂	社堂海岸共同ビル	社堂海岸2-1
17	片瀬	アパウアー海産ビル	片瀬海岸1-10-1	17	社堂	社堂東海岸2-3-1	2020 (R2) /8/7

※地域の皆様のご協力をいただきながら拡充を進めてきました。
※浸水区域外及び耐震安全性の認められない津波避難ビルの解除を行っております。

2020年(令和2年)12月20日 現在

現在、市内津波災害警戒区域の含まれる町丁目に、公共施設及び民間ビルを合わせ136の津波避難ビル(令和3年度:フジ鶴沼店、社堂市民センターの2か所追加)

(参考)津波避難ビルのさらなる確保・拡充

●「開発協議」により、津波浸水想定区域内での新たな中高層建築物の計画に対し津波避難ビルとしての協力を要請

●基準水位により、避難に必要な高さが明確化

『津波避難ビルとして使用するための協定の締結に関する要綱』を見直し

〈これまで〉

〈今後〉

「3階以上」

→ 「基準水位より高い位置」

1階、2階建ての建物でも避難場所が基準水位以上の高さに避難スペースがあれば協定を締結へ

津波避難ビルの拡充(市民の皆様へ 津波避難に関するお願い)

【津波避難場所の拡充について】

地域の実情を最も熟知し、実際に避難する地域の皆さんの声を踏まえつつ、地域と密着した協力の得られる建築物や避難が可能な商業施設などの情報などもいただきながら、津波避難対策を強化していきたいと考えております。

【中高層建物にお住い又は所有されている皆様へ】

現在、津波避難ビルの協定を結んでいない建築物につきましても、避難が可能な場合、津波避難が必要な際に避難が必要な方がいましたら、人道的な立場から避難にご協力をお願いいたします。

【津波避難ビルの協定を締結する施設側の利点について】

- ・避難で生じた破損部の補償
- ・応急トイレの配置

(参考) 応急トイレの整備

幅1m 奥行1m 高さ1.8m
(収納時は約90センチの円)

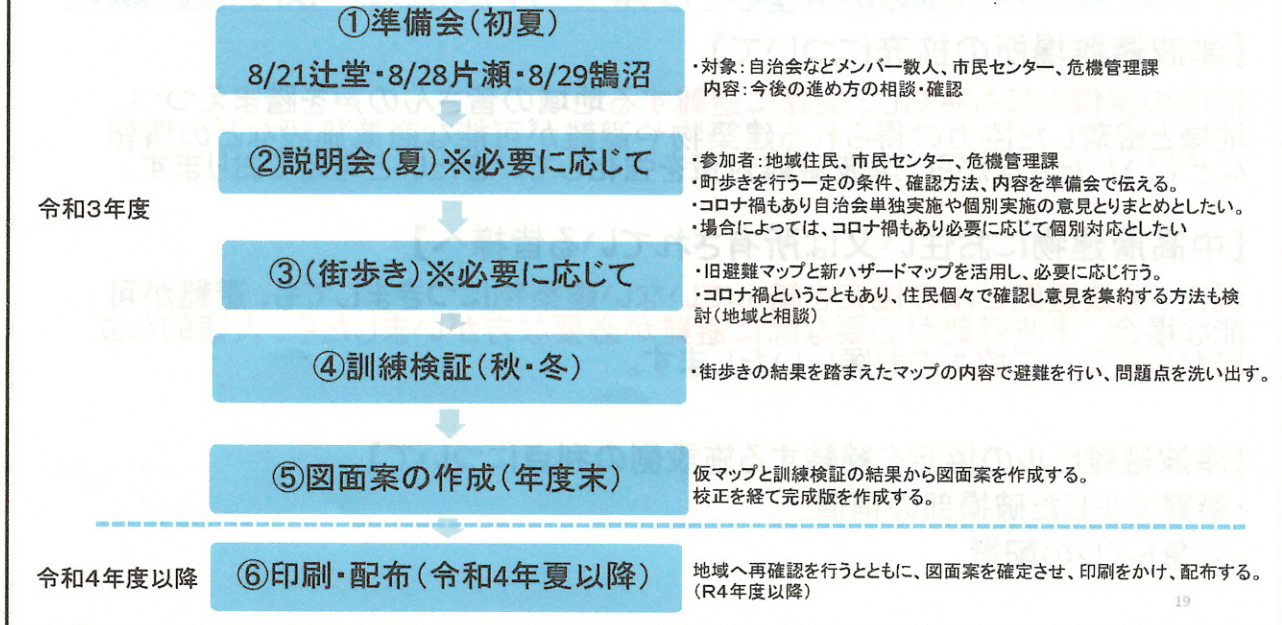


高さ31センチ 奥行360センチ 垂直耐圧200kg



ゴミ袋に集めてゴミとして処理をする。
1箱60セット 回数は240回分 収納箱は50センチ
* 50センチ・高さ25センチ程度
テント収納時は、厚さ5センチ・直径90センチの円型
ちり紙は、500枚が4セットのパック

新たな『地域ごとの津波避難マップ』作製のながれ



令和3年度津波避難訓練の実施について

- ・日時 2021年11月上旬【予定】
 - ・対象地区 津波災害警戒区域のある地域の
自治会住民及び、海浜利用者
 - ・地震発生後の揺れに対する初期対応を行ったのち、
防災行政無線のサイレンを契機に避難を実施する。
併せて海浜利用者に対して津波フラッグの掲出を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、実施方法を見直す場合もあります。

(参考)津波フラッグの導入について①

津波警報等が出たら

知る手段 津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話等で知ることができます。知る手段に、令和2年度より新しく「津波フラッグ」が追加されます。海岸で「津波フラッグ」を見かけたら、速やかに避難しましょう。

津波フラッグ 知れぬ場所でも知らせる

津波フラッグのデザイン 津波フラッグ(赤白の旗)は、避難誘導の「誘導の方向」に合わせ、避難する方向の両面にデザインします。津波フラッグは、津波警報が発表されたときに、速やかに避難する方向を示すために設置されます。ただし、旗は、他の避難誘導の標識と区別できるようにデザインされています。

藤沢市でも2021年(令和3年)6月から導入

津波フラッグの導入について②

津波フラッグ掲出場所

辻堂海水浴場

津波避難タワー

片瀬西浜・鶴沼海岸海水浴場

新江ノ島水族館

片瀬東浜海水浴場

大津波警報、津波警報、津波注意報などの津波警報等は、防災行政無線によるサイレン吹鳴やテレビ・ラジオや携帯電話などの緊急連絡メールなどで知ることができます。

海岸や海上では、風や波の音などにより聴覚による伝達が行き届かない場合があり、『津波フラッグ』での視覚による伝達手段が加わりました。

東日本大震災では、避難誘導中に津波被害にあわれた場合があることから、津波フラッグの掲出も、掲出者の安全が確保されている場合に限り、危険が迫っている場合は掲出しないこともあります。

詳細は市ホームページで、右の二次元コードから確認できます。

藤沢市 防災安全部 危機管理課
2021年(令和3年)6月1日作成

津波避難について

(1) 津波避難の原則「津波でんでんこ」それぞれが津波避難のルートを選定

(2) 津波避難路とは(藤沢市津波避難計画から抜粋)

【津波避難路】

・津波から避難するための主な道路であって、市が指定するものをいう。市は、市民等一人ひとりが津波避難を円滑に行うために、津波一時避難場所、津波避難ビル、津波避難路を指定し、その機能維持・向上に努める。

【津波避難経路】

・津波から避難する場合の経路であって、自治会・町内会、自主防災組織、市民等が自ら設定するものをいう。自治会・町内会及び自主防災組織は、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じた津波避難経路等を設定するものとする。また、市は、地域ごとの津波避難計画において定められた津波避難経路等を市民等へ周知するものとする。

※この経路で避難しなければいけないわけではない。

(3) 津波到達予想時間の設定 ※最大津波到達時間が一番早い8分とする

避難距離の目安 ※ $\text{避難距離} = \text{歩行速度} \times \{(\text{津波到達予想時間}) - (\text{避難開始時間})\}$

歩行速度1.0m/秒(老人自由速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度)

避難開始時間3分(市町村における津波避難計画策定方針(消防庁)=2~5分)

(3) 遠地津波など時間がある際は、住民同士の協力を期待

23

地域(自治会)に確認すること

- ① 津波避難マップの見直し作成の希望の有無について(希望する・しない)
- ② 津波避難マップの見直しのため街歩きを実施するか否か(実施する・しない)
- ③ ②で街歩きを実施する場合(危機管理課の同行を希望する・地域、自治会だけで街歩きを実施する)
- ③ 津波避難訓練までに、津波避難マップの見直しは難しい。とりあえず、現在の津波避難マップを使い検証し、案を作成する。
(素案は作成しないで津波避難訓練を実施する・素案を作成し津波避難訓練で検証する)
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策も考えながら、別の方法で作成を検討したい。
(検討方法をお知らせください。【例】集まらずに自治会員にアンケートを取り案を作成する。)

以上について各自治会で検討し、市民センターへ連絡をしてください。津波避難訓練実施後に各自治会の案を集計します。必要に応じ、案について個々に相談・調整を行う予定です。

24

津波避難について

(1) 津波避難の原則「津波でんでんこ」それぞれが津波避難のルートを選定

(2) 津波避難路とは(藤沢市津波避難計画から抜粋)

【津波避難路】

・津波から避難するための主な道路であって、市が指定するものをいう。市は、市民等一人ひとりが津波避難を円滑に行うために、津波一時避難場所、津波避難ビル、津波避難路を指定し、その機能維持・向上に努める。

【津波避難経路】

・津波から避難する場合の経路であって、自治会・町内会、自主防災組織、市民等が自ら設定するものをいう。自治会・町内会及び自主防災組織は、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じた津波避難経路等を設定するものとする。また、市は、地域ごとの津波避難計画において定められた津波避難経路等を市民等へ周知するものとする。

※この経路で避難しなければいけないわけではない。

(3) 津波到達予想時間の設定 ※最大津波到達時間が一番早い8分とする

避難距離の目安 ※ $\text{避難距離} = \text{歩行速度} \times \{(\text{津波到達予想時間}) - (\text{避難開始時間})\}$

歩行速度1.0m/秒(老人自由速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度)

避難開始時間3分(市町村における津波避難計画策定方針(消防庁)=2~5分)

(3) 遠地津波など時間がある際は、住民同士の協力を期待

23

地域(自治会)に確認すること

- ① 津波避難マップの見直し作成の希望の有無について(希望する・しない)
- ② 津波避難マップの見直しのため街歩きを実施するか否か(実施する・しない)
- ③ ②で街歩きを実施する場合(危機管理課の同行を希望する・地域、自治会だけで街歩きを実施する)
- ③ 津波避難訓練までに、津波避難マップの見直しは難しい。とりあえず、現在の津波避難マップを使い検証し、案を作成する。
(素案は作成しないで津波避難訓練を実施する・素案を作成し津波避難訓練で検証する)
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策も考えながら、別の方法で作成を検討したい。
(検討方法をお知らせください。【例】集まらずに自治会員にアンケートを取り案を作成する。)

以上について各自治会で検討し、市民センターへ連絡をしてください。津波避難訓練実施後に各自治会の案を集計します。必要に応じ、案について個々に相談・調整を行う予定です。

24